

新規就農者の確保・育成に係る戦略

令和8年5月27日

福島県新規就農者等担い手確保・育成連携協議会

第1章 戦略の概要

1 戦略の趣旨

本県の人口は、減少傾向が続いており、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した2050年推計人口によると、本県人口は124万7千人まで減少し、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合は4割を超えることが見込まれます。

本県の総農家数、農業の中心的な役割を担っている主業経営体数のほか、準主業経営体数、副業的経営体数も、減少傾向で推移しており、今後、本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、「支援があつい(厚い、熱い)福島」のイメージを定着させ、さらなる新規就農者の確保・育成を進める必要があります。

そこで、福島県総合計画における令和12年度の新規就農者数の目標値である400人の確保に向けて、令和8年度から12年度までの各種施策や取組の方向性を定めます(図1、表1)。

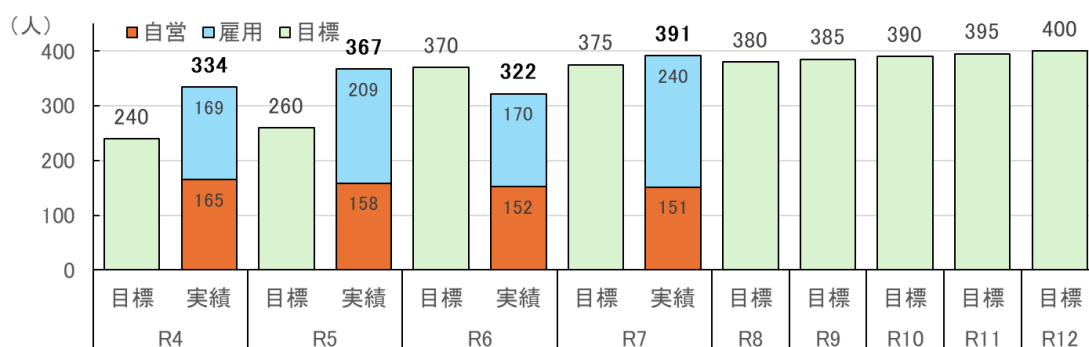


図1 年度別の新規就農者数の実績と目標値 (人)

表1 各地方における年度別新規就農者数の目標値

(人)

地方名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
県北	89	90	91	93	94	95	96
県中	64	65	66	66	67	68	69
県南	40	40	40	41	42	43	43
会津	58	59	60	60	61	62	63
南会津	17	17	18	18	18	18	18
相双	61	62	63	64	65	65	66
いわき	41	42	42	43	43	44	45
合計	370	375	380	385	390	395	400

2 目標

次代の担い手となる新規就農者を安定的に確保・育成するための体制づくりを行い、総合計画の令和12年度目標である新規就農者数400人確保を目指します。

第2章 現状と課題

1 現状

令和4年度、県内の農業関係団体と県は、新規就農者等担い手の確保・育成に関する連携を強化するための協定を締結するとともに、実際に連携して活動する組織として「福島県新規就農者等担い手確保・育成連携協議会」を設置しました。

また、県は、公益財団法人福島県農業振興公社と連携し、新たに各県農林事務所に就農コーディネーターを配置しました。

さらに、協定の具現化に向けて、令和5年度に、JAグループ福島、一般社団法人福島県農業会議、公益財団法人福島県農業振興公社と県の職員がワンフロアに常駐し、就農から定着、経営発展まで支援する福島県農業経営・就農支援センター（以下、「就農支援センター」という）を設置するとともに、県農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び就農コーディネーターを就農支援センターのサテライト窓口に位置づけました。併せて、各地方において市町村やJA等関係機関が連携し、相談から研修受入、就農支援、定着に向けた支援体制を構築しています（令和6年度相談件数1,352件、うち新規就農に関する相談は961件）。

令和4年度以降、新規就農者数は年間300人以上となっており、令和7年度発表の新規就農者数は、平成11年度調査開始以降最多の391人となりました（図1）。

就農形態としては、令和3年度以降、雇用就農者の割合が高まっています。この要因には、農業法人の経営規模拡大に伴う人材確保増大の動きや、独立就農を行うことが難しい就農希望者にとって農業に参入できる最初的手段となっていることが考えられます（図2）。

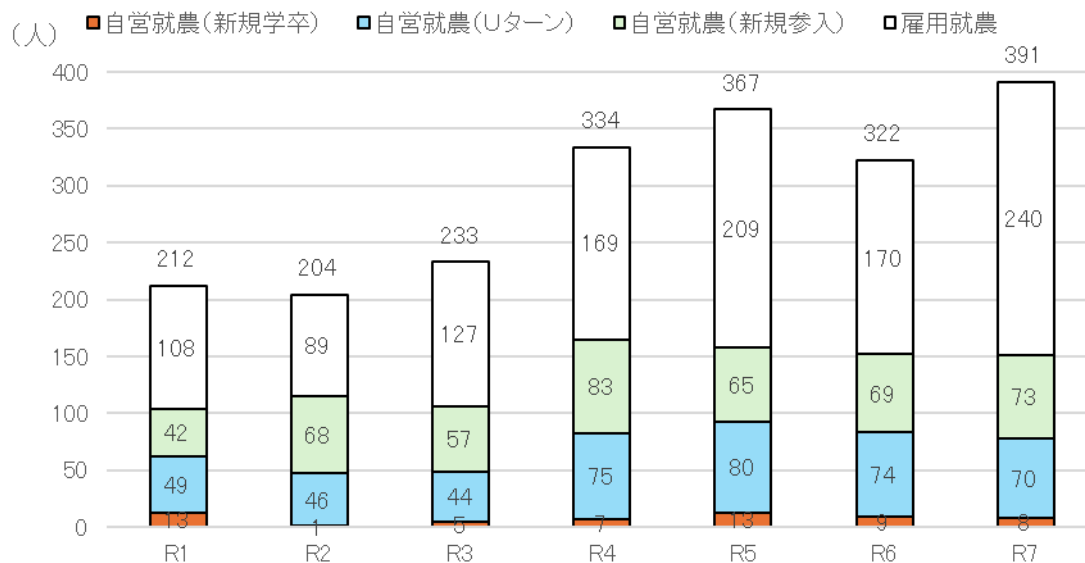


図2 就農形態・区分別の就農者数

新規就農者数を地方別にみると、直近5年間（令和3～7年度）の平均では県北、県中で多くなっています（表2）。

表2 地方別の新規就農者数

(人)

地方名	R3	R4	R5	R6	R7	平均(R3～R7)
県北	60	96	96	115	111	96
県中	42	59	59	48	70	56
県南	23	33	40	36	44	35
会津	46	64	56	49	62	55
南会津	14	8	10	9	4	9
相双	28	25	52	51	58	43
いわき	20	49	54	14	42	36
計	233	334	367	322	391	329

※合計値は端数処理により合計と一致しない場合があります。

新規就農者のうち、男女別では毎年、女性が20～30%を占めています(図3)。

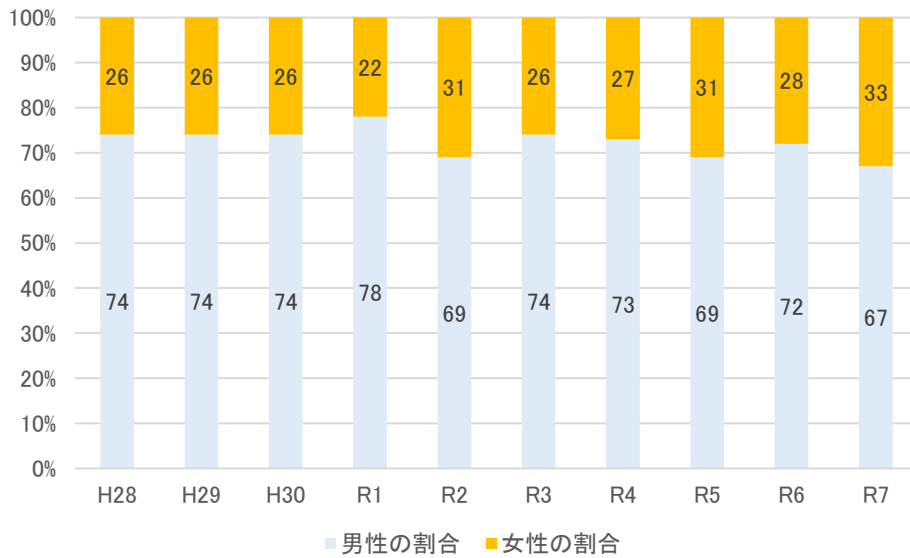


図3 新規就農者に占める男女の割合

品目別にみると自営就農者では野菜が最も多く、果樹(特に県北)、水稻(特に会津、相双)、花き(特に会津)の順となっています(図4)。

品目別新規就農者(R3～R7、自営就農者)

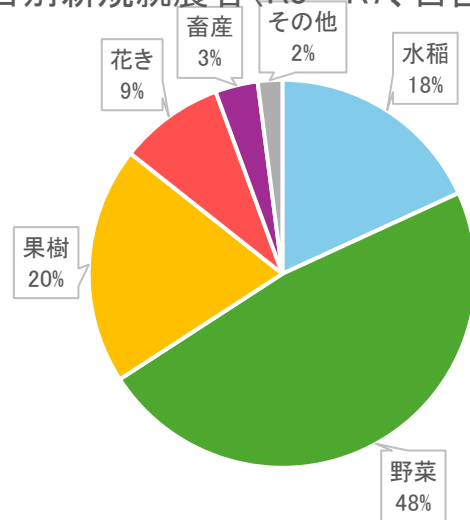


図4 品目別新規就農者(R3～R7、自営就農者)

令和7年度調査における就農5年後の定着率は、自営就農が約71%に対して、雇用就農が21%となっています（表3）。

表3 就農形態別定着率（令和7年度調査）

就農形態	（％）		
	就農して1年経過 （R6就農）	就農して3年経過 （R4就農）	就農して5年経過 （R2就農）
自営就農	86	85	71
雇用就農	65	44	21
就農全体	76	68	56

（参考）定着割合の算出方法

各年度の定着割合（％）＝各調査年度の営農継続者数÷各調査年度の新規就農者数のうち令和7年5月1日時点で追跡できた人数×100

2 課題

（1）新規就農者等担い手の確保（就農検討段階）

就農支援センターが設置されて以降、年間900件以上の就農相談を受けていますが、引き続き、個々の就農希望者の状況に寄り添った対応が望まれます。

また、近年増加している雇用就農に関しては、受け入れ先の農業法人等の労働環境や給与条件（高騰する人件費に耐えうる十分な所得確保に向けた経営改善等）の向上が求められます。

さらに、県内の農業高校の生徒や県農業短期大学校等の学生に対して、農業体験や現地見学ツアー等を通じて農業の魅力や就農意欲を高める取組が必要です。

（2）新規就農者等担い手の育成（就農準備～就農初期段階）

自営就農では、就農後早期に生産を軌道に乗せ、経営を安定させる必要があることから、農地等の確保、栽培技術の習得はもとより、資金や初期投資への支援等が求められます。

このため、就農希望者が研修を実施する認定研修機関の受入体制の充実や、県農業短期大学校における研修体制の強化、JAグループ福島が取り組む「福島型トレーニングファーム」による研修受入体制の整備等、自営就農の後押しとなる取組を進めていく必要があります。

また、離農する（後継者のいない）農家の農地や成園化した果樹園、機械、施設、さらに栽培技術や販路までを新規就農者に継承する第三者継承等について、取組自体の周知と併せて、円滑な継承に向けた支援も必要です。

さらに、雇用就農による新規就農を促進するため、農業法人において雇用に結びつく取組や支援が求められています。

(3) 新規就農者の定着

新規就農者の定着のためには、経験の蓄積、技術・知識の習得、経営資金や安定した収入の確保、労働力の確保、情報収集、地域の仲間づくり等が課題としてあげられます。

中でも、近年は、低収量、低品質や資材の高騰等の理由により、青年等就農計画の未達成者が多いことから、経営安定に向けた栽培技術の習得や資金調達等が課題となっています。

また、新規参入者においては、農村生活等に馴染めず、孤立し離農するケースが見られることから、関係機関の定期的な巡回による技術指導など、地域ぐるみの支援が必要です。

雇用就農者においては、就農者本人の理想と現実のギャップ、雇用する法人の問題などによる離農が見られることから、就農希望者が雇用先の農業法人で事前に農業（職場）体験する等の定着に向けた取組が必要です。

(4) 就農支援情報等の発信

幅広い世代に対するアプローチを強化するため、農業の魅力や本県ならではの支援制度、成功事例等の情報をデジタルツールやマスメディアを通して広く情報発信することが重要です。

また、情報を求める就農希望者や新規就農者に対してダイレクトに情報発信する取組も求められています。

第3章 施策・取組

1 新規就農者等の確保に向けた取組（就農検討段階）

就農希望者の状況や要望に対応し、円滑に就農できるよう体系的・組織的な支援体制を構築します。また、若者のみならず、幅広い世代や異業種からの就農を後押しするための取組を実施します。

(1) ワンストップ窓口の強化と相談対応の充実

- 就農支援センターが中心となり、オンライン対応を含めた就農相談を実施します。相談内容は就農相談カルテにより関係機関・団体で共有し、課題解決に向けて迅速かつ的確な支援を行います。
- 県内外において就農相談会を開催するほか、新・農業人フェア等、他団体等が開催する就農相談会にも積極的に参加し、学生、県外からの移住就農希望者を含めた多様な就農希望者との接点をできるだけ多く設けます。
- 就農相談、経営相談及び企業参入相談に対応する職員（就農支援センター職員、普及指導員、営農指導員等）向けの研修会等により、関係職員のスキルアップに努めます。

(2) 就農意欲の醸成

○就農意欲の醸成、就農希望者の計画の具体化等を目的に、農業体験や現地見学ツアー等を開催します。

(3) 法人支援と雇用就農の促進

○農業法人等の求人情報を収集し、雇用就農希望者とマッチングする取組を強化します。併せて、雇用労働力を必要とする農業法人に対して就農相談会への積極的な参加を促します。

○雇用就農者の受け皿となる農業法人を確保するため、個人経営や集落営農組織の法人化や企業の農業参入を支援します。

○雇用就農希望者の就農と定着に向け、農業法人等の労働環境の整備や、給与条件の向上を目的として法人化等の経営改善を支援します。

(4) 学生に向けたアプローチ

○職業として農業が選択されるため、農業高校のほか、普通高校及び小中学校も含めた各種学校に対して、農業の魅力を発信するとともに、体験研修等を開催します。

2 新規就農者等の育成に向けた取組（就農準備～就農初期段階）

新規就農者に対して、青年等就農計画の作成支援をはじめ、栽培技術、営農に必要な資金や機械・施設整備の支援を行うとともに、地域における研修受入体制を構築し、短期間で経営が確立、安定するよう、関係機関が一丸となって支援を行います。

(1) 就農に向けた初期投資等の支援

○新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業）や県事業を活用することで新規就農者が営農できる環境整備を支援します。

(2) 研修体制の整備等支援

○県内の教育機関、研修機関、指導機関の横連携を強化し、各地域において就農希望者を受け入れ、技術習得や地域の農業者との交流などを支援する体制（新規就農者サポート組織）の構築を進めます。

○各地域の新規就農者サポート組織の運営や、研修カリキュラムの設定、講師派遣などによる研修内容の充実・強化を図ります。

○県内の就農研修体制をより一層充実させるため、認定研修機関向けセミナー等を開催するなど研修内容の充実、指導スキルの向上を図る取組を進めます。

○県農業短期大学校における実践的教育や研修に取り組むとともに、スマート農業等新たな技術を効果的に習得できる研修プログラムの導入を図ります。

○JAグループ福島が取り組む福島型トレーニングファームの整備をはじめ、運営面においても関係機関が連携して取組を支援します。

(3) 各種研修会の開催による資質向上

○新規就農者に対して、就農支援センター主催によるセミナー（アグリビジネス

スクール、サテライトによる研修会等)をはじめ、県や関係機関・団体が主催する研修会への参加誘導を行います。

(4) 農地確保に向けた取組支援

○地域計画の目標地図に基づいて農地の利用権設定を円滑に進めるため、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等と連携して、地域計画の農業を担う者として位置付けられるよう支援します。

(5) 経営継承等による就農促進支援

○自営就農における親族内継承や第三者継承を推進するとともに、相談に応じて就農支援センターによる支援を行います。

○第三者継承のマッチングを推進するため、就農支援センターで後継者のいない経営体情報を収集し、農業経営・就農支援ポータルサイトや相談会等で情報を発信します。

3 新規就農者の定着に向けた取組

新規就農者が営農を継続し、地域に定着できるよう、必要となる技術や経営指導に加え、地域の仲間づくり等農業者同士の繋がりができるよう支援します。

(1) 地域におけるサポート体制の構築・強化

○就農支援センター、市町村、各種農業団体等による認定新規就農者等に対するフォローアップを行います。また、県指導農業士・青年農業士やJA部会長等地域の先輩農家をメンターとして活用するなど、地域で支え、育てる仕組みの構築を進めます。

(2) 経営発展支援

○必要に応じて就農支援センターによる専門家派遣、経営相談を行い、経営発展に向けたサポートを強化します。

○新規就農者の経営発展の状況に応じて、認定農業者への誘導を図り、経営のステップアップを支援します。

(3) ネットワークづくり

○新規就農者と指導農業士、青年農業士、4Hクラブ会員等との交流の機会を増やすことで縦と横のつながりを強化します。

○雇用就農者についても、雇用就農者同士での集いを開催することで、雇用就農者同士のネットワーク構築に努めます。

4 就農支援情報等の発信

様々な媒体を活用し、就農希望者や新規就農者等に対して、積極的に情報発信を行います。

(1) HPやテレビ、ラジオを活用した発信

○農業経営・就農支援ポータルサイトにより支援策、イベント情報、国や県、就農支援センターはじめ関係機関による支援策、就農ロールモデル等の発信に努

めます。

○県広報番組や新聞等、パブリシティにより農業の魅力を発信します。

(2) SNSによる発信

○農業経営・就農支援ポータルサイトによる情報発信に加え、その情報が広く拡散されるよう Instagram、LINE、X等のSNSを活用することでプッシュ型による情報発信を進めていきます。また、関係機関等においても、農業の魅力や生の声をSNS等の活用により発信します。

5 各地方の取組

(1) 県北

○市町村やJA及び就農支援センターと県が連携して、就農相談会を開催するとともに、就農まで継続して支援します。また、新規就農者を定期的に巡回し、就農後の経営確立まで、切れ目のない支援を行います。

○地域おこし協力隊制度を活用した「県北型移住就農支援モデル」を推進し、地域外からの移住就農者を積極的に受け入れます。

○就農希望者や新規就農者を対象とした、農作業安全、農薬適正使用、GAP、経営管理等に関する研修会の開催など、農業経営に必要な基礎知識の習得を支援します。

○青年農業者組織が取り組むプロジェクト活動等を通じた農業経営に関する課題解決や仲間づくりを支援します。

○果樹産地の持続的な発展に向けて、新規就農者等へ円滑に樹園地を継承するため、樹園地の出し手と受け手のマッチングを支援します。また、就農支援センターと連携し、円滑な経営継承に向けた、経営者と後継者による話し合いを準備段階から実行段階まで継続的に支援します。

(2) 県中

○希望の品目で就農研修を受けられるよう、郡山市園芸振興センターやJAグループ福島が取り組む福島型トレーニングファームをはじめとする各認定研修機関の拡充を図っていきます。

○市町村やJAと県が連携して就農相談会・現地見学会の開催や個別の就農相談に対応するとともに、就農まで継続した伴走支援を行います。また、就農後の経営確立に向けて、関係機関で連携して新規就農者を定期的に巡回し育成に取り組めます。

○認定研修機関で研修中の就農希望者及び新規就農者向けの研修会を開催し、経営発展や技術向上を図るとともに、交流の場を設定します。

(3) 県南

○各地域の関係機関・団体（市町村、JA等）から成る「県南地域新規就農者等担い手確保・育成連携協議会」を設置し、連携に向けた協議を行うとともに、就農相談会の開催、認定研修機関の整備、サポートチーム活動等の取組を推進

します。

- 県南地方への雇用就農を促進するため、農業高校生及び農業短大生を対象に「ふくしま農業人フェア for Students」を開催し、農業法人とのマッチングや就農に向けたアドバイスを実施します。
- 果樹生産者を対象に栽培意向調査を実施し、第三者への継承を希望する生産者を把握し、ホームページに「園地継承マップ」を掲載するなど継承希望者とのマッチングを推進します。
- 県南地方振興局と連携し、移住希望者が地域の農業に触れられる機会を創出し、県外からの移住を伴う新規就農者の支援を強化します。
- 新規就農者等と農業士との交流勉強会を開催し、経営手法や農業技術を学ぶ機会の提供と参加者間の意見交換・情報共有を促進します。

(4) 会津

- 市町村やJ A、就農支援センター、県等が連携して、就農相談会を開催するとともに、就農まで継続した伴走支援を行います。また、就農後の早期経営確立に向けて、関係機関と連携し、栽培技術や経営に関する指導、助言を行います。
- J A、県等が連携し、新規就農者向け研修会を開催するとともに、指導農業士等と新規就農者の交流促進を図ります。
- 会津農林高校等の生徒を対象に、フレッシュ農業講座を通して、会津地方の特色ある農業の魅力を伝えるとともに、就農インターンシップ研修等を通して、就農への意欲を醸成します。

(5) 南会津

- 町村や関係機関、県が連携して、就農相談への対応やスキー場等における就農相談会を継続的に開催し、U・Iターン就農希望者の掘り起こしを行います。また、高校生を対象に、フレッシュ農業講座を開催し、地域農業への理解を深め、就農を促進します。
- 就農希望者には、町村や認定研修機関と連携し、継続的に相談対応を行い、就農研修への誘導を行います。
- 町村や関係機関と連携して、農業研修を実施している認定研修機関や研修生への支援や、研修受講者の青年等就農計画作成による就農後の経営目標の明確化を支援します。
- 新規就農者の定着に向け、重点育成対象者として位置づけて、計画的な指導を実施することにより、早期の経営安定を支援します。

(6) 相双

- 関係機関と団体が一体となる相双地域新規就農・企業参入推進検討会議を設置し、県内外からの新規就農者の確保及び定着に向けた就農イベントの企画・立案、情報発信を行います。
- 職業、就農先として選ばれるよう、「相双地域の農業を知る」機会を創出するため、管内農業高校の生徒、県農業短期大学の学生を対象に農業法人見学会等

を開催します。

- 就農希望者に対しては、就農支援センターや就農コーディネーター及び関係機関、団体と連携した相談対応や、農業者との交流支援により新規就農者の確保を進めます。

また、新規就農者に対しては、新規就農者同士の交流を深める交流会の開催の他、就農コーディネーター及び関係機関、団体と連携し、雇用就農者には雇用環境の改善のため雇用主が同席した面談や、自営就農者には技術等対策により定着を支援します。

- 雇用就農者の受け皿となる農業法人に対して経営安定化に向けた経営、技術の他、従業員を雇用・育成するための経営能力の習得を支援します。

(7) いわき

- 「いわき地域新農業人レベルアップ塾」を開催し、新規就農者等の経営改善の手法や栽培技術の習得を支援するとともに、お互いの交流の場を提供します。
- 関係機関・団体、指導農業士を含めた年4回のいわき地域新規就農者等推進会議を開催し、担い手の確保・育成について検討・協議します。
- 就農コーディネーターとともに、農業法人を訪問して採用情報を把握し、就農希望者と農業法人とのマッチングを支援します。
- 市、JA、農業振興公社、就農支援センターと密に連携して、第三者継承を支援します。
- 農業高校の生徒を対象に、フレッシュ農業講座を開催するとともに、就農インターンシップ研修により多くの生徒が参加できるよう誘導します。

第4章 推進体制

1 福島県新規就農者等担い手確保・育成連携協議会

県内の農業団体及び県が締結した「新規就農者等担い手の確保・育成に向けた連携に関する協定書」に基づき、県が県内の農業関係組織と連携協力し、本県における新規就農者等担い手の確保・育成に資するため、設置しました。

当協議会が本戦略の進行管理を毎年度行います。

新規就農者等担い手の確保・育成に向けた連携に関する協定書

福島県、福島県農業協同組合中央会、公益財団法人福島県農業振興公社、一般社団法人福島県農業会議、福島県農業共済組合、福島県土地改良事業団体連合会、うつくしまふくしま農業法人協会及び福島県指導農業士会（以下「関係組織」という。）は、本県における新規就農者等担い手の確保・育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、関係組織が連携協力し、本県における新規就農者等担い手の確保・育成に資することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

関係組織は、次の事項について連携する。

- (1) 新規就農者等担い手の確保に関する事
- (2) 新規就農者等担い手の育成に関する事
- (3) 新規就農者の定着に関する事
- (4) 関係組織による協議会の設置・運営に関する事
- (5) その他目的達成のために必要な事項

第3条（協議会）

前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、協議会を設置する。
なお、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第4条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の3月前までに、関係組織のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

第5条（その他）

この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、関係組織で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を8通作成し、8者が署名の上、各1通を保有する。

令和4年4月18日

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事

内堀雅雄

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番1号

福島県農業協同組合中央会
代表理事会長

高野寿志

福島県福島市中町8番2号

公益財団法人福島県農業振興公社
理事長

芳見 茂

福島県福島市中町8番2号

一般社団法人福島県農業会議
代表理事会長

鈴木 理

福島県福島市栄町6番6号

福島県農業共済組合
組合長理事

佐瀬初彦

福島県福島市南中央三丁目3番6番地

福島県土地改良事業団体連合会
会長

車田次夫

福島県福島市中町8番2号

うつくしまふくしま農業法人協会
会長

降矢敏朗

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県指導農業士会
会長

鈴木光一